

平成 28 年 8 月 1 日  
(担当) 都市整備局技術管理室  
(電話) 022-214-8284

## 舗装切断作業時に発生する排水の処理について

舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じり合った排水については、水質汚濁の防止を図る観点から、下記のとおり取扱うこととしました。

### 記

#### 1. 適用対象工事

舗装版の切断作業を含む工事等。

なお、排水を生じない工法で施工する場合は対象外とする。

※排水を生じない工法で施工する場合においても、発生する粉塵等については、発注者と協議のうえ適正に処理を行うこと。

#### 2. 処理方法

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、建設廃棄物の汚泥(以下「当該汚泥」という。)として扱うこととする。当該汚泥は、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された汚泥は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」に基づき適正に処理するものとする。

#### 3. 積算方法

当該汚泥の回収、路面清掃は舗装版切断工に含むものとする。

回収された当該汚泥の運搬・処理に要する費用は、別途設計図書へ計上するものとする。

#### 4. 提出書類について

##### ① 施工計画書

施工計画書に当該汚泥の回収・運搬・処理に関する計画を記載し、処分業者の許可書の写しを添付すること。

##### ② 産業廃棄物管理表 (マニフェスト)

監督職員から請求があった場合は、産業廃棄物管理表 (マニフェスト) を提示しなければならない。